

旧伊藤伝右衛門邸ライトアップ・イルミネーション等業務委託仕様書

1 業務名

旧伊藤伝右衛門邸ライトアップ・イルミネーション等業務委託

2 履行場所

飯塚市 幸袋 地内

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月30日まで

4 設営期間

設営期間：令和9年1月12日（火）から令和9年1月22日（金）まで

点灯期間：令和9年2月6日（土）から令和9年3月14日（日）まで

この期間のうちの金・土・日曜日の17日間 18時00分～21時00分まで

撤去期間：令和9年3月22日（月）から令和9年3月26日（金）まで

5 業務の目的

「旧伊藤伝右衛門邸」（以下「旧伊藤邸」という。）は、本市を代表する誘客力を持つ観光施設である。

しかし、入館者数はコロナ禍以前まで回復しておらず、とりわけ、若年層の来館が少ない状況である。

現状を打破するために、旧伊藤邸を夜間開館し、ライトアップやイルミネーション等の照明装飾（以下、「ライトアップ等」とする。）を行うことで、第2次飯塚市観光振興基本計画にも掲げている観光入込客数の増加に繋げることを目的に実施する。

また、夜間開館することで、本市での滞在時間の増加、飲食・宿泊等の経済活動を促進させるといったナイトタイムエコノミーを創出することを目的に実施する。

6 業務の内容

(1) ライトアップ等の設計

館内以外で展示するライトアップ等の企画・デザインを設計すること。最終的なデザインは市と受託者が協議の上決定するものとする。

(2) ライトアップ等の機材等の調達

ライトアップに必要な機材、電球を調達すること。調達方法については、リース・購入は問わない。

(3) ライトアップ等の設置及び撤去

上記(1)及び(2)においてデザイン・設計したライトアップ機材の設置及び撤去を行うこと。

(4) ライトアップ等の保守点検及び維持管理業務

実施期間中、現地に常駐する必要はないが、不点灯電球や漏電、断線等の不具合が判明した場合は速やかに対応を行い、結果を市に報告すること。また、荒天時等の危機管理・安全確保に努めること。

(5) 打ち合わせの実施

上記業務内容に係る事前打ち合わせを、必要に応じて実施すること。

7 業務内容に係る要件等

業務実施に係る要件等は次のとおりとする。

(1) ライトアップ等のデザインや展示に係る要件等は、次のとおりとする。

ア ライトアップ全体のテーマを設定し、テーマ設定の背景や理由を明確にすること。

イ 旧伊藤邸の邸宅は国の重要文化財、庭園は国の名勝庭園のため、旧伊藤邸の雰囲気に沿った展示とすること。

ウ 色彩や点滅パターンに工夫を凝らし、幅広い世代に親しまれる展示とし、来館動機に繋がるものとする。どの位置にどの照明器具を設置するかを明確にすること。

エ 庭園全体が光で灯される展示とすること。

別紙①～⑦の箇所には必ず展示をすること。①～④については、木々が光で灯される展示とすること。⑤～⑦は自由とする。①～⑦以外の部分以外についても展示は可能とする。

オ 写真撮影したくなるような、「SNS映え」を意識し、写真撮影スポットを設けること。

カ 周辺の景観、その他の展示【(公社)飯塚市シルバー人材センターが設置する竹灯籠】との調和を図ること。雨天時でも実施できる展示にすること。

キ 日中の景観を損なうことのないように配慮した展示とすること。

ク 設置場所及び設置する対象物について、必ず現地確認を行うこと。

ケ デザイン作成に当たっては、著作権法を遵守すること。

(2) 使用する機器等に関する要件

ア 6(2)の規定に従うこと。

イ 受託者が保有する機材等を自主的に使用することも可能とするが、受託者の保有物であることを区別しておくこと。

ウ 電球はLED電球を使用すること。

(3) 機器等の設置・撤去に関する要件等

ア 設置にあたっては関係法令等に従い適切な処置を行うこと。

イ 落下や倒壊等の事故が発生しないよう受託者の責任のもと十分注意して設置し、延焼や漏電を防止するための安全な措置を講ずること。

ウ 来館者が機器に触れる可能性のある場所に設置する場合は、安全性及びいたずら防止に考慮すること。

エ 樹木等に設置する場合は、樹木等に損害を与えないよう考慮すること。

オ 電源の引き込み等に係る工事費用は委託料に含めること。

カ 点灯の概ね2週間前までに委託者の立ち会いの下で試験点灯を行い、指摘事項については修正の上、再度試験点灯を行うこと。

キ 電源は旧伊藤邸内の電源を使用すること。不足する場合、点灯に必要な発電機を準備すること。

8 実績報告及び成果品

業務完了後、記録写真等を含む実績報告書を次の形式により市に提出すること。

紙媒体 1 部

提出先 飯塚市役所商工観光課観光係

9 支払方法

業務完了後、受託者からの正当な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、市担当職員及び関係機関と適宜協議を行い、十分に調整して行うこと。
- (2) 受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に市に報告を行わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (4) 使用する各種データは、プライバシー保護のための統計的な処理を行い、個人情報外部に漏れることのないよう十分配慮すること。
- (5) 電源の引き込み等で工事を行った際は、原状復旧すること。
- (6) 旧伊藤邸は国の重要文化財、名勝庭園のため、設置及び撤去にあたっては細心の注意を払うこと。樹木や庭園に展示する場合は、原状復旧に努めること。
- (7) 展示中に問題が発生した際は、修繕・回復に努めること。
- (8) 本仕様書に定めがない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、市と協議して定める。

旧伊藤伝右衛門邸平面図及び展示箇所

